

事務連絡

令和3年6月7日

各都道府県

障害福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

市区町村で利用する障害者福祉システムの標準化に係る意見照会について（依頼）

平素より、障害福祉行政の運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、「地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む」こととされており、厚生労働省分野のうち、介護保険及び障害者福祉に係る業務支援システムについては、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化の効果が見込めるものとして、令和3年夏までにシステムの標準仕様書を作成することとされているところです。これを受けて、障害者福祉システムについて、自治体やベンダ等の有識者が参画する検討会を立ち上げる等し、標準化の範囲や標準仕様の内容等の論点に関する議論を深め、障害者福祉制度における業務プロセスやシステム標準化に係る検討を進めてきました。障害者福祉に係る自治体システム標準化のためには、市区町村と都道府県との進達、判定依頼、集計等の標準化が論点の一つとなっております。

つきましては、令和3年夏以降の標準仕様の更なる精度向上のために、下記のとおり市区町村と都道府県のやり取りに係る部分について意見照会を実施することといたしました。

御多用中のところ大変恐縮ではございますが、2.の提出期限までに、調査票にご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 本通知における依頼内容

別紙「都道府県意見照会調査票（回答シート）」へご回答の記入をお願いします。

2. 照会期間・提出期限

照会期間：令和3年6月7日（月）～令和3年6月30日（水）

提出期限：令和3年6月30日（水） 17：00

※ご意見等がない場合であっても、その旨ご回答をお願いします。

3. 提出方法

調整中

「OnePublic」のアンケート回答フォームにて、回答項目にご入力いただきますとともに、ご記入済の「都道府県意見照会調査票（回答シート）」ファイルを添付していただきますようお願いいたします。ファイル添付する際は、ファイル名の「(団体コード+都道府県名)」は「J-LISの団体コード6桁+都道府県名」に置き換えていただきますようお願いいたします。

なお、「OnePublic」をご利用できない場合は、次の宛先全てに対して、メール添付にてご提出をお願いします。

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 高相、古屋 宛

takasou-yasutada@mhlw.go.jp

furuya-hirofumi@mhlw.go.jp

- ・日本コンピューター株式会社（受託業者） 厚生労働省 標準化等調査研究事業者 宛

secretariat@nck.co.jp

4. その他

ご提供していただいた情報については、団体名等を伏せたかたちで厚生労働省の資料として活用・公表することがありますので、ご承知おきを願います。

5. 別紙

2_ (団体コード+都道府県名) 都道府県意見照会調査票 (回答シート) .xlsx

(別添1) _身体障害者手帳進達一覧.docx

(別添2) _療育手帳進達一覧.docx

(別添3) _精神障害者保健福祉手帳進達伺書.docx

(別添4) _精神障害者保健福祉手帳進達一覧.docx

(別添5) _自立支援医療（精神通院医療）進達一覧.docx

(別添6) _自立支援医療（更生医療）判定依頼書.docx

(別添7) _自立支援医療（更生医療）調査書.docx

(別添8) _補装具判定依頼書.docx

(別添9) _補装具調査書.docx

(別添10) _特別児童扶養手当関係書類提出・再提出書.docx

(別添11) _特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書.docx

6. 問い合わせ先

【意見照会の内容に関する問い合わせ】

日本コンピューター株式会社（受託業者）

厚生労働省 標準化等調査研究事業者宛

メール：secretariat@nck.co.jp

【意見照会の主旨、制度に関する問い合わせ】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

担当：高相、古屋

電話：03-5253-1111（内線：3023、3024）

メール：takasou-yasutada@mhlw.go.jp

furuya-hirofumi@mhlw.go.jp